相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成７年（家）第１７８号

申立人　職権
本籍鳥取県倉吉市鍛冶町１丁目2758番地、最後の住所鳥取県米子市皆生新田２丁目３番１号皆生みどり苑、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日平成５年９月25日、出生の場所鳥取県東伯郡松崎村、出生年月日大正５年11月15日、職業無職
被相続人　亡　田中まつよ
鳥取県米子市東町257番地野村ビル２階
改任前の相続財産管理人　弁護士　前田　正規
鳥取県米子市久米町45足立珠希法律事務所
改任後の相続財産管理人　弁護士　足立　珠希
鳥取家庭裁判所米子支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第２２０号

長野県伊那市山寺2362番地１
申立人　熊谷　　健
本籍不詳、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂14421番地特別養護老人ホームエーデルこまがね、死亡の場所駒ヶ根市、死亡年月日平成24年１月19日、出生の場所不明、出生年月日昭和２年１月１日、職業不明
被相続人　亡　通称　昭和　太郎
催告期間満了日　平成25年６月20日
長野家庭裁判所伊那支部

平成２４年（家）第７１０７２号

大阪市中央区北浜３丁目７番12号　京阪御堂筋ビル３階
申立人　宇田　隆史
本籍奈良県生駒市高山町1983番地７、最後の住所大阪市西区南堀江１丁目26番27―910号、死亡の場所大阪市西区、死亡年月日平成21年12月10日、出生の場所奈良県生駒郡富雄村、出生年月日昭和12年４月３日、職業不詳
被相続人　亡　岡田　弘枝
催告期間満了日　平成25年６月18日
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０７３号

大阪市中央区道修町２丁目２番６号後藤ビル９階
申立人　江後　利幸
本籍大阪府池田市室町916番地、最後の住所大阪府池田市室町２番25号、死亡の場所大阪府池田市、死亡年月日平成24年２月８日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正９年９月27日、職業無職
被相続人　亡　村上　よね
催告期間満了日　平成25年６月18日
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０７５号

大阪府堺市堺区中瓦町１丁１番21号　堺東八幸ビル５階
申立人　西村　陽子
本籍石川県鹿島郡鹿島町二宮イ部243番地、最後の住所大阪市淀川区木川西４丁目４番１―823号、死亡の場所大阪市東淀川区、死亡年月日平成15年12月30日、出生の場所石川県鹿島郡越路村、出生年月日明治45年２月１日、職業無職
被相続人　亡　南　　孝一
催告期間満了日　平成25年６月18日
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第８００３号

佐賀県杵島郡白石町大字遠江3097番地３
申立人　川﨑　　渉
本籍佐賀県藤津郡塩田町大字久間乙3638番地、最後の住所佐賀県鹿島市古枝乙1035番地２特別養護老人ホーム好日の園、死亡の場所佐賀県鹿島市、死亡年月日平成11年１月６日、出生の場所不詳、出生年月日大正７年４月11日、職業無職
被相続人　亡　東　　利光
催告期間満了日　平成25年６月28日
佐賀家庭裁判所鹿島出張所

平成２４年（家）第６０７２号

長崎県佐世保市大岳台町11番18号
申立人　壱岐　健三
本籍長崎県佐世保市江上町2846番地、最後の住所兵庫県尼崎市今福１丁目１番３―315号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日平成９年７月22日、出生の場所長崎県東彼杵郡江上村436番戸、出生年月日昭和６年６月４日、職業不明
被相続人　亡　古川　次則
催告期間満了日　平成25年６月28日
長崎家庭裁判所佐世保支部

平成２４年（家）第８６２号

事務所熊本市西区上代１丁目７番47号
申立人　司法書士　吉永　　泉
本籍熊本市龍田陳内４丁目120番地２、最後の住所熊本市龍田陳内４丁目１番65号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成18年８月25日、出生の場所長崎市、出生年月日昭和34年２月10日、職業会社役員
被相続人　亡　川上　　浩
催告期間満了日　平成25年６月21日
熊本家庭裁判所

平成２４年（家）第１５７号

鹿児島市中町11番４号　熊谷ビル２階　弁護士法人鹿児島中央法律事務所
申立人　尾之上　玲
本籍鹿児島県南さつま市笠沙町片浦482番地、最後の住所鹿児島県南九州市知覧町永里2082番地、死亡の場所鹿児島県南九州市、死亡年月日平成24年１月２日、出生の場所長崎県南松浦郡福江町、出生年月日昭和25年６月10日、職業無職
被相続人　亡　中尾　次雄
催告期間満了日　平成25年６月28日
鹿児島家庭裁判所知覧支部

公示催告

平成２４年（へ）第３号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

奈良市法蓮町736番地の１
申立人　吉田佳壽子
権利の届出の終期　平成25年３月26日
平成24年11月19日　　奈良簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地
所在　奈良市法蓮町
地番　714番３
地目　宅地
地積　41.19平方メートル
⑵登記年月日番号　奈良地方法務局昭和５年７月３日受付第3303号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　昭和５年７月３日設定
地上権者　奈良県添上郡明治村大字北永井６番屋敷
持分３分の１　森村信太郎
奈良市下三条町51番地
持分３分の１　奥本六三郎
奈良市芝辻町19番地
持分３分の１　平田　梅吉
存続期間　昭和５年７月３日から10年間
地代　１年５円
支払期　毎年12月31日

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第８６号

青森県上北郡東北町内蛯沢道ノ上21番地26甲地アパート２号
申立人　山村　スマ
本籍青森県八戸市大字市川町字市川35番地の１、最後の住所青森県上北郡東北町字膳前58番地
不在者　山村美智雄
昭和13年11月24日生
公示催告期間満了日　平成25年６月20日
青森家庭裁判所野辺地出張所

平成２４年（家）第７０５号

長野県須坂市大字小山1268番地５
申立人　小林　孝好
本籍長野県須坂市明徳４番地６、最後の住所長野県須坂市明徳４番地の６
不在者　小林　栄子
昭和14年２月１日生
公示催告期間満了日　平成25年６月21日
長野家庭裁判所